

事務事業及び予算の執行実績  
(令和6年度分)

監査委員事務局

## 目 次

監査委員事務局の施策等の概要	1
事務事業の概要	3
指摘等の概要	18
事業の根拠法令調	32
職員調	• 33
職員の年齢調	34
健康管理	35
職員配置調	36
令和6年度歳入予算執行状況調	• 38
預金調	40
郵券等受払調	40
令和6年度歳出予算執行状況調	• 42
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	44
委託料に関する調	46
負担金支出調	48
備品・図書調	49
主要備品調	49

## 監査委員事務局の施策等の概要

### 1 施策概要

県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに県の事務・事業の執行等が、効率的、合理的かつ公正に実施され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて監査、審査等を行った。

令和6年度は、前年度に引き続き、公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指し、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げることを基本方針とした。

#### (1) 監査・審査の実施状況

令和6年度は、監査基準に基づき、内部統制推進部局が行う検査結果等を活用し、合規性監査（試査）の効率化を図るとともに、事業手段（直営、委託、補助等）を踏まえて、経済性、効率性及び有効性の視点から、委託料や補助金の効果等を確認する3E監査に重点を置き実施した。

定期監査、随時監査及び財政的援助団体等の監査を518か所実施し、指摘等の監査結果47件及び事務局長指導事項75件を出した。

監査結果のうち「意見」については、本庁各部局に対し、県政を取り巻く状況や目標達成状況、補助金の効率的、効果的な執行や事業の有効性等の3Eの観点から17件の「意見」を出した。また、全庁的に取り組むべき事項として、内部統制制度の充実強化、職員のコンプライアンスの推進について、令和5年度に引き続き「意見」を出した。

随時監査においては、実行委員会解散後の引継ぎ手続、実行委員会が行う負担金の交付事務への指導等について2件の「意見」を出した。

また、決算、財政の健全化判断比率等及び内部統制評価報告書の審査を行い、知事へ意見書を提出した。

#### (2) 再発の防止、事務事業の改善

監査結果を出した所属に対しては、改善措置状況の報告を求め、措置状況を評価、確認した。

また、同様の誤りが複数の所属で発生している事案については、執行部に対して定期的に情報提供を行い、全庁的な再発防止や内部統制の充実を要請した。

監査事務については、更なる効率的・効果的な監査の実施及び監査対象機関を含めた事務作業負担の軽減を図るため、ICTを活用し、監査結果のデータベース化、オンラインでの監査の実施などに取り組んだ。

## 2 施策体系

施策目的 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行

任務目的 県の行財政の適正な運営に資するため、監査、審査等を行う。

- 取組
- 監査結果等
  - 予備監査等の実施状況
  - 定期監査等の実施状況
  - 監査結果等の決定、報告等
  - 決算審査及び基金運用状況審査
  - 健全化判断比率等審査
  - 内部統制評価報告書の審査
  - 例月出納検査の実施
  - 包括外部監査
  - 住民監査請求
  - 監査情報の提供
  - 予備監査業務の委託（アウトソーシング）
  - その他の監査業務の処理

## 3 職員の概要

（単位：人・歳）

区 分	職 員 数			アの平均年齢	アの健康管理区分									未区分	計
	一般職員 ア	その他職員 イ	計 ウ		A 勤務 休止	B1	B2	C1	C2	D1	D2	D3			
						勤務時間 短 縮		時間外 制 限		平常勤務					
						要 治療	要 観察	要 治療	要 観察	要 治療	要 経過 観察	医 療不 要			
監査事務局 計	19	1	20	50.1	1 (1)	0	0	2 (2)	0	7 (7)	3 (3)	6 (6)	0	19 (19)	

（注）併任職員を除く。その他職員は会計年度任用職員。

本年度の健康管理区分結果が出ていない職員については、前年度の結果を記載し、

（ ）書きで再掲



### 3 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

#### 【監査課】

#### (1) 監査結果等

##### 監査実施箇所数

区 分	令和6年度
定期監査	472
随時監査（財務会計）	11
〃（工事技術）	2
財政的援助団体等監査	33
計	518

##### 監査結果の件数

区 分	令和6年度
指 摘	3
注 意	25
意 見	19
計	47

##### 事務局長指導事項の件数

区 分	令和6年度
指 導	75

#### (2) 予備監査等の実施状況

##### ア 本庁・出先機関、財政的援助団体等の予備監査

##### (ア) 実施時期

本庁については、6月から7月にかけて実施し、歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに財政の健全化判断比率等審査に係る予備審査も併せて実施した。また、出先機関及び財政的援助団体等については、監査委員による本監査のおおむね1か月前を目途に実施した。

##### (イ) 実施方法

本庁については、部局を担当する職員1～2人で実施した。また、出先機関及び財政的援助団体等については、業務内容や規模に応じて監査班、工事監査班合わせて1か所あたり1～6人で半日又は1日～2日かけて実施した。

なお、財務監査の透明性、独立性及び専門性を一層高め、予備監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、本庁109か所、出先機関128か所及び財政的援助団体等26か所については、財務に関する予備監査業務を公認会計士に委託（アウトソーシング）した。

##### (ウ) 調査方法

事前に監査調書に基づく準備調査を行い、予備監査当日は、現地において事務事業、財務（会計経理・財産管理）及び工事技術について内容を聴取するとともに、関係書類、帳票の照合点検、工事現場の調査等を実施した。

なお、本庁、出先機関の予備監査においては、収入や報酬、職員手当（扶養・住居・通勤手当）、役務費、委託料、補助金等に係る支出等について調査を実施した。

イ 例月出納予備検査

担当職員又は公認会計士（委託）が、普通会計、歳入歳出外現金、基金及び公営企業会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計、静岡がんセンター事業会計及び流域下水道事業会計）を分担し、検査調書及び各種証拠書類に基づき、現金の出納、保管状況及び収支の動態について予備検査を行った。

(3) 定期監査等の実施状況

ア 定期監査

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、監査計画に沿って本庁の各課218か所及び出先機関254か所（教育機関、県立学校、警察署を含む）合計472か所を対象に、定期監査を実施した。

なお、本庁218か所はすべてを実地監査として部局単位で実施した。

出先機関については91か所を実地監査とし、その他の163か所は書面監査とした。このうち、内部統制が有効に機能していると判断される、3年連続して監査結果等がない機関（139か所）に対して試査項目を絞り、半日程度で実施する簡易な方法による監査を実施した。また、令和5年度に引き続き、事業実施箇所や執務室等の現場巡視を実施した。

イ 随時監査

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査を実施した。

監査対象機関の抱える課題を速やかに改善するため、実行委員会への負担金交付事務に関する財務監査を1か所実施した。

また、現預金や郵券類等の現物確認を予告なく監査する「抜打ち監査」を10か所実施した。

工事技術については、大規模な工事のうち施工途中のものを対象に2か所実施した。

ウ 財政的援助団体等の監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県が資本金の25%以上を出資している団体や補助・貸付等の財政的援助をしている団体及び指定管理者計33団体に対して監査を実施した。

財政的援助団体等の監査実施状況

区 分	対 象 1	選定基準該当 2	実施箇所数	実 地	
				実 地	書 面
出資団体	32	30	13	1	12
補助団体	175	135	13	0	13
貸付団体	4	0	0	0	0
指定管理者	37	30	6	0	6
その他必要と認めた団体	2,179	2,179	1	0	1
合 計	2,427	2,374	33	1	32

1 対象団体 出資団体：出資率4分の1以上  
補助団体：5,000万円以上  
貸付団体：1億円以上  
指定管理者：すべて

その他必要と認めた団体：補助金5,000万円未満、貸付額1億円未満の団体

- 2 選定基準 出資団体：公益信託、特別地方公共団体を除く  
補助団体：執行部において検査体制を確立している団体（農業協同組合、地方公共団体等）及び国の管理団体を除く  
他の区分で選定済のものを除く

(4) 監査結果等の決定、報告等

監査結果及び事務局長指導事項について、監査委員協議会において協議し、決定した。

ア 監査結果

監査の結果に基づき、次の区分により指摘等を行った。

(ア) 指摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項

- a 法令・条例・規則に違反している事項
- b 収入確保に適切な措置を要する事項
- c 予算を目的外に支出している事項
- d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- e 既に注意したもので是正又は改善がされていない事項

(イ) 注意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(ウ) 意見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

イ 事務局長指導事項

(ア) 指導

注意又は意見に掲げる事項に該当し、その内容が軽微である事項

ウ 監査結果等の周知徹底等

監査を実効あるものとするため、指摘等の対象となった機関等に対して事務局長が直接、監査結果等を伝達した。

また、各部局政策管理局長等に対して監査結果等の説明や複数の所属で多発している事案について情報提供を行い、各所属に対する監査結果等の周知徹底や全庁的な再発防止に向けた取組を依頼した。

エ 報告・公表及び意見の提出

監査の結果に関する報告及び意見を監査委員協議会において決定し、これを議長、知事及び関係機関に提出するとともに、県公報に登載し、併せて報道機関に資料提供した。

オ 改善措置状況の把握、公表

指摘等の監査結果の対象となった所属に対して、伝達後、おおむね3か月以内に改善措置状況の報告を求め、その改善状況の把握を行った。

また、次回の定期監査においても、改善措置の履行状況を確認していく。改善措置を講じた旨の報告を受けたものについては、県公報に登載して公表した。

カ 定期監査、随時監査、財政的援助団体等監査の結果  
令和6年度の監査結果は、次のとおりである。

監査の実施状況

区分	実施箇所 (A)	指摘等箇所 (B)	指摘等件数 (C)	指摘等件数の内訳									指摘等率 (B) / (A)	
				指摘			注意			意見				
				財務	事務事業	計	財務	事務事業	計	財務	事務事業	計		
定期 監 査	知事部局	150 250	34	36	2	1	3	15	6	21		12	12	13.6
	企業局	4 5												0.0
	がんセンター局	1 1												0.0
	教育委員会	59 130	5	6				1	2	3		3	3	3.8
	公安委員会	13 72	2	2								2	2	2.8
	県議会 各種委員会	10 14												0.0
	計	237 472	41	44	2	1	3	16	8	24		17	17	8.7
随時監査	13	1	3				1		1	2		2	7.7	
財政的援助団体等監査	26 33													0.0
合計	263 518	42	47	2	1	3	17	8	25	2	17	19	8.1	
5年度実績	264 527	56	62	3	6	9	19	12	31	2	20	22	10.6	

実施箇所のうち財務会計部分の予備監査をアウトソーシングした箇所数を内数で書き

上記監査結果のほか、「注意」又は「意見」に該当し、その内容が軽微である事項は、事務局長指導事項（指導）を出した。

区分	事務局長指導事項（指導件数）			
	定期監査	随時監査	財政的援助団体等監査	合計
令和6年度	71	1	3	75
令和5年度	65	0	2	67

キ 監査種別の指摘等の内容（詳細は別紙「指摘等の概要」のとおり（「指導」を除く））  
〔定期監査〕

- (ア) 指摘 3件
  - 財務 2件
  - (a) 収入関係 1件
    - 不適切な事務処理による法人二税の課税漏れ等
  - (b) 工事技術関係 1件
    - 建設工事の不適切な工期設定
  - 事務事業 1件

会計年度任用職員の労災保険に係る不適切な処理

- (イ) 注意 24件  
財務 16件
- (a) 収入関係 6件  
庁舎等使用料の調定誤り（同種事案の発生）、自動車税環境性能割の課税誤り、軽油引取税の課税誤り、技術派遣職員の給与等の市町への請求漏れ、利用者負担金の誤徴収、授業料の調定誤り
- (b) 支出関係 3件  
（事務 3件）  
地方職員共済組合負担金の過払い、予算令達前における指名通知、不適切な補助金交付事務
- (c) 契約関係 1件  
業務委託における不適切な契約事務及び検査の未実施
- (d) 財産関係 2件  
備品の不適切な管理、研究用備品の不適切な管理
- (e) 工事技術関係 4件  
建設工事の不適切な工事計画、建設工事の不適切な工期設定 2 件、建設工事の不適切な監督業務
- 事務事業 8件  
通勤手当の不正受給、会計年度任用職員の休暇等承認申請（請求）簿の記載誤り、障害者手帳等とマイナンバー紐付けの誤り、要配慮個人情報を含んだ書類の誤送付、個人情報を含んだUSBメモリの紛失、プレジャーボート係留の許可及び調定の遅延、特殊勤務手当等の不正受給、教員による生徒への不適切な言動の複数回の発生
- (ウ) 意見 17件  
事務事業 17件  
地域社会のDX及び行政のデジタル化推進、総合防災アプリ「静岡県防災」の活用、財務事務所の不祥事案件に対する再発防止策、内部統制制度の充実強化 2 件、職員のコンプライアンス対策、自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上 3 件、富士山静岡空港の経営状況の改善、母子父子寡婦福祉資金貸付事業における収入未済額の縮減、健康寿命延伸に向けた高血圧対策の推進、多様な働き方導入事業の推進、伊豆半島における港湾を活用した海側からの緊急物資輸送の実現、障害者雇用の推進、不祥事根絶に向けた取組、不祥事根絶への取組
- (I) 指導 71件  
収入関係 6 件、支出関係 4 件、契約関係 11 件、財産関係 16 件、工事技術関係 8 件、その他 1 件、事務事業関係 24 件、意見基準 1 件

〔随時監査〕

- (ア) 注意 1件  
財務（支出関係） 1件

不適切な負担金交付事務

- (イ) 意見 2件  
財務 2件

実行委員会の解散後の手続、実行委員会が行う負担金の交付等

- (ウ) 指導 1件  
契約関係 1件

〔財政的援助団体等監査〕

- (ア) 指導 3件  
財務 2件、意見基準（財務）1件

(5) 決算審査及び基金運用状況審査

ア 決算審査

(ア) 一般会計、特別会計

a 令和5年度静岡県歳入歳出決算について、令和6年7月24日から8月29日にかけて決算調書、証書類等の審査を行い、9月9日に知事へ意見書を提出した。

b 歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認められた。

(イ) 公営企業

a 令和5年度の静岡県工業用水道事業会計、静岡県水道事業会計、静岡県地域振興整備事業会計、静岡県立静岡がんセンター事業会計及び静岡県流域下水道事業会計の決算について、令和6年7月24日から8月29日にかけて決算調書、証書類等の審査を行い、9月9日に知事へ意見書を提出した。

b 決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、正確であると認められた。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認められた。

(ウ) 決算審査意見等の概要

会計別	内 容
一般会計 特別会計	<p>(財政運営・予算執行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健全な財政運営に向け、全庁的に一層の歳出のスリム化に取り組むとともに、成長産業の育成を通じた税源涵養を進めるほかクラウドファンディング等による歳入確保の取組を図りたい。</li> <li>引き続き、国に対して、あらゆる機会を活用して、中長期的に安定的な地方税制度の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた地方交付税制度に係る改革や償還財源の別</li> </ul>

	<p>枠での確保を強力に働きかけられたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県政運営の自主性を保持する上で県税の確保は重要な命題であり、特に個人県民税の徴収については、県職員の市町への短期派遣など、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。また、個人県民税以外の税目についても、引き続き、滞納整理を積極的に行うなど、収入未済額の縮減に向けた取組に努められたい。</li> <li>・ 県税以外の未収金については、債務者の状況を確認しながら、回収業務の専門家と連携を強化する等、効果的な手法を取り入れることで収入未済額の縮減に努力されたい。</li> <li>・ 明許繰越のうち通常分については、的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り繰越額の縮減に努められたい。また、事故繰越については、早期完了に向けて計画的な事業執行に努められたい。</li> <li>・ 財政の健全化を推進し、財源の有効な活用を図るため、当初予算計上時からより精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、引き続き効率的な予算執行に努められたい。</li> </ul> <p>(事務執行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各内部統制推進部局及び内部統制評価部局においては、内部統制制度が有効に働き、適正な事務処理が行われるよう、連携を図り、システムの見直しや組織によるチェック体制の強化などに継続的に取り組み、適正な財務会計事務等の執行に努められたい。</li> <li>・ 県有財産は、県民の財産であるという意識をもって適切な管理に努められたい。</li> <li>・ 未利用財産については、売却対象財産の状況をより具体的に把握し、計画的な売却に努められたい。また、「個別施設計画(公共建築物)」の「総量適正化」の目標を達成するため、引き続き、公共建築物の計画的な削減に努められたい。加えて、長寿命化の取組により、建物劣化診断を実施し、今後の中長期維持保全計画の策定につなげていることから、県有施設の安全性の確保と財政負担の軽減の両立に努められたい。</li> </ul>
工業用水道事業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営戦略(第4期中期経営計画)改訂版に基づいて、若手職員や中堅職員を計画的に配置するなど、長期的視点に立った人材育成を進め、組織体制の充実や技術力の向上に努めながら積極的な経営革新に取り組まれたい。また、収益確保については、企業の情報収集、管路近傍事業所への重点的な営業活動等による新規顧客の開拓、未利用資産の新たな有効活用や売却の検討など、積極的な取組に努められたい。なお、「工業用水利用促進インセンティブ制度」については、関係者から意見を聴取するなど、今後の顧客開拓のために有効な活用方法を検討されたい。</li> <li>・ 運営コスト削減については、浄水発生土処分費や動力費等の削減を進めることにより収支改善を目指し、更なる経営基盤の強化に努められたい。さらに、能登半島地震の被害状況等を踏まえ、「第4期耐震計画」及び「第5期長期修繕・改良計画」に基づき、着実に施設や管路の耐震化を進められたい。</li> <li>・ 富士川と東駿河湾工水を統合した「ふじさん工業用水道」については、令和11年度の本格的な一体的水運用の開始を目指し、令和6年度から新たに設置するポンプ場</li> </ul>

	<p>の設計・施工に加え、浄水場等の運転・維持管理への包括的民間委託の導入を進めている。一体的な運用によるコスト削減や工業用水の安定供給を果たせるよう事業を進められたい。</p>
水道事業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経営戦略（第4期中期経営計画）改訂版」に基づいて、積極的な経営革新に取り組み、浄水発生土処分費や動力費の削減等による運営コストの削減により、健全経営の維持に努められたい。また、AIによる塩素の適正注入率制御や管路台帳の3次元モデル化に取り組み、水道管の劣化診断にAI技術を導入しているが、今後も新たな技術の導入可能性を検討し、DXによる業務の効率化に努められたい。</li> <li>さらに、能登半島地震の被害状況等を踏まえ、「第4期耐震計画」及び「第5期長期修繕・改良計画」に基づき、着実に施設や管路の耐震化を進めるとともに、関係機関と連携し、災害や事故等の緊急事態に対応できる体制の維持に努められたい。</li> <li>・榛南水道と静岡県大井川広域水道企業団が運営する大井川広域水道の統合について、統合による将来の更新費用や維持管理コストの削減、契約水量と使用水量の乖離の解消など、受水地域にとって統合によるメリットが活かされるよう事業に取り組みたい。</li> </ul>
地域振興整備事業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経営戦略（第4期中期経営計画）改訂版」に基づいて、工業用地等の造成に当たっては、市町や関係機関と連携した戦略的な開発候補地の掘り起こしを進めるとともに、セミ・レディーメイド方式等の多彩な造成方式により、多様な企業ニーズに対応した高付加価値を生む工業用地等の供給を進められたい。また、効率的な施工方法や経費削減に向けた創意工夫に取り組み、経営の健全性を確保しつつ効果的な事業執行に努められたい。</li> <li>・「牧之原萩間」、「長泉東野」については、計画に沿った事業の推進に努められたい。</li> </ul>
静岡がんセンター事業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県のがん治療の中核的な病院として、安定した医療を提供し病床稼働率の改善や手術件数の増加等による収益を確保するため、引き続き不足している医師の確保に努めるとともに、自治体病院としての役割を維持するために必要な経費を明確にした上での徹底した事業の見直しによる効率的な病院経営と収益の確保に取り組み、病院事業の黒字化を図っていただきたい。</li> <li>・過年度医業未収金については、患者本位のもと、患者に寄り添ったきめ細かな対応による未収金発生未然防止と、早期回収に努めるとともに、回収不能が明らかになった債権については、速やかに調査等を行い必要な欠損処理等を行うなど適正な債権管理を行われたい。</li> <li>・研究所を中心に平成25年度から行われているプロジェクトHOPEについて、日本版がんゲノムアトラスの構築や、「ふじのくにHOPEオンコパネル」を開発し保険適用に向けた薬事申請を行うなど成果を上げているが、今後も、費用対効果を検証しながら研究成果を県民に還元するよう努められたい。</li> </ul>
流域下水道事業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営戦略の見直しに当たっては、当事業が5市3町からの負担金を主な財源とすることから、動力費の節減等による維持管理費の縮減や、近年の物価高騰の影響も考慮した、より効率的な事業運営について検討し、重要なライフラインである下水道施設を維持するため、市町との協力による雨天時浸入水対策など、必要な各種施策の適切な実施や、健全な事業運営に努められたい。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の耐震化・耐水化については、重要な施設の耐震化を終え、残る耐震化予定箇所もあとわずかとなっているが、能登半島地震においては、管渠の被害規模が大きく、国でも同地震を踏まえた対策のあり方の検討を進めている。国の動向を注視しながら必要な地震対策を講じるとともに、引き続き、施設の耐水化対策工事についても、完了に努められたい。</li> <li>・新たに策定した「第2期ストックマネジメント計画」に基づき、下水道の施設・設備について、点検調査や診断の結果により健全度を把握しながら、計画的な修繕・更新を進め、事業費の平準化と施設・設備の長寿命化を進められたい。</li> </ul>
--	---

イ 基金運用状況審査

静岡県立美術博物館建設基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

(6) 健全化判断比率等審査

ア 健全化判断比率等審査

(ア) 令和5年度健全化判断比率等について、令和6年8月14日から8月29日にかけて健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行い、9月9日に知事へ意見書を提出した。

(イ) 審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。健全化判断比率に関して、「今後も長期的な視点に立ち公債費の縮減等により財政負担の軽減に努められたい。」、「地方債などの将来負担額の適正な管理に取り組み、将来、財政を圧迫することがないように努められたい。」との意見を付した。

また、資金不足比率に関して、「引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。」との意見を付した。

(7) 内部統制評価報告書の審査

ア 内部統制評価報告書の審査

(ア) 「静岡県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月(令和6年3月改定)総務省)の「監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき審査を行い、9月11日に知事へ意見書を提出した。

(イ) 審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると認められた。なお、期間中に運用上の重大な不備が2件発生したが、既に改善措置を講じていることを確認した。

また、「重大な不備」の判断等に関し、改善が必要と判断される事項2点について意見を付した。

(8) 例月出納検査の実施

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を毎月例日(27日~末日)に実施し、普通会計、歳入歳出外現金、基金及び公営企業会計(工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計、静岡がんセンター事業会計及び流域下水道事業会

計)の現金の出納、保管の状況及び収支の動態について検査した。その結果、いずれも適正に処理されていた。

(9) 包括外部監査

「試験研究機関の財務事務等について」をテーマとした包括外部監査人による監査について、監査委員が監査委員協議会において次の項目について協議し、補助者の告示等を行うとともに、監査委員に提出された監査結果の公表等を行った。

< 包括外部監査に係る監査委員協議会等の開催 >

項目	実施日	合議結果
包括外部監査人が監査補助者を置く場合の協議	令和6年5月30日	特に異議なし
知事が包括外部監査人と契約しようとする際の意見	令和6年1月29日	堀井幸治氏を適当と認める
包括外部監査結果に関し必要と認めた場合の意見	令和7年3月14日	意見はなし

(10) 住民監査請求

地方自治法第242条の規定による住民からの監査請求について、14件の監査を実施した。

	請求年月日	請求人	請求内容	監査結果 通知日
1	6年4月25日 (受付4月25日)	星野 光央	維持会員の会費に係る支出に関する住民監査請求	棄却 6年6月24日
2	6年4月25日 (受付4月25日)	星野 光央	開発審査会の開催に係る日当交通費の支出に関する住民監査請求	棄却 6年6月24日
3	6年4月25日 (受付4月25日)	星野 光央	不動産鑑定に関する住民監査請求に係る支出に関する住民監査請求	棄却 6年6月24日
4	請求日不記載 (受付5月23日)	熊井 正徳	県有地の財産管理に関する住民監査請求	棄却 6年7月30日
5	6年5月29日 (受付5月30日)	星野 光央	掛川東高等学校校長住宅跡地の不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求	一部却下 一部棄却 (意見2件) 6年7月29日
6	6年6月27日 (受付7月1日)	星野 光央	湖西高等学校教職員住宅跡地の不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求	棄却 6年8月30日
7	6年7月16日 (受付7月18日)	星野 光央	開発審査会の開催に係る日当交通費の支出に関する住民監査請求に係る支出に関する住民監査請求	監査不能 6年9月11日
8	6年8月23日 (受付8月27日)	星野 光央	旧気賀高等学校校長住宅跡地の不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求	棄却 6年10月24日

9	6年9月24日 (受付9月26日)	星野 光央	企業局の不動産鑑定に関する住民監査請求に係る支出に関する住民監査請求	却下 6年10月24日
10	6年10月17日 (受付10月17日)	星野 光央	監査結果の郵送に係る支出に関する住民監査請求	却下 6年12月3日
11	6年10月17日 (受付10月17日)	星野 光央	訴訟委任契約等に係る支出に関する住民監査請求	一部却下 一部棄却 6年12月16日
12	6年10月26日 (受付10月28日)	星野 光央	企業局の不動産鑑定に関する住民監査請求に係る支出に関する住民監査請求(その2)	却下 6年12月3日
13	6年10月26日 (受付10月28日)	星野 光央	却下通知の郵送に係る支出に関する住民監査請求	却下 6年12月16日
14	6年11月14日 (受付11月14日)	(匿名希望者)	富士山コスプレ世界大会の負担金に係る支出に関する住民監査請求	却下 7年1月10日

(11) 監査情報の提供

監査業務についての県民等の理解を深めるため、監査結果を県公報やホームページで積極的に公開するとともに、「監査年報」をとりまとめ、公表した。

(12) 予備監査業務等の委託(アウトソーシング) アウトソーシング推進費 55,837,000円  
(内 委託費 55,837,000円)

ア 予備監査業務の52.1%を公認会計士に委託した。

イ このうち、財政的援助団体等監査については、企業会計の専門家である公認会計士の専門的知識を活かすため予備監査業務の78.8%を委託した。

ウ 例月出納検査について、普通会計、歳入歳出外現金、基金、企業局会計、がんセンター事業会計、流域下水道事業会計のうち、普通会計、歳入歳出外現金、基金、企業局会計及びがんセンター事業会計の予備検査業務を公認会計士に委託した。

(アウトソーシングの実施箇所)

区 分		監査対象箇所等	アウトソーシング 対象箇所等	実施率(%)	5年実施率(%)
定期監査	本 庁	218	109	50.0	52.9
	出先機関	254	128	50.4	47.0
(小 計)		472	237	50.2	49.8
財援団体等の監査		33	26	78.8	87.5
計		505	263	52.1	52.2
例月出納検査		4会計等	3会計等		

(13) その他の監査業務

ア 監査委員協議会

監査等の年間計画、監査結果等の決定、報告及び公表、意見の提出等について協議するため、監査委員協議会を開催した。

令和6年度の委員協議会開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	協 議 内 容
令和6年5月2日	住民監査請求の監査結果の決定
令和6年5月30日	令和6年度包括外部監査人の補助者の協議 住民監査請求の要件審査
令和6年6月10日	住民監査請求の要件審査
令和6年6月20日	令和5年度定期監査等の結果の協議及び公表 住民監査請求の監査結果の決定 「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」改正案の意見聴取 住民監査請求の要件審査
令和6年7月5日	住民監査請求の要件審査
令和6年7月25日	住民監査請求の監査結果の決定
令和6年8月29日	令和5年度決算等審査意見、令和5年度健全化判断比率等審査意見 住民監査請求の監査結果の決定
令和6年9月9日	令和5年度内部統制評価報告書の審査意見 住民監査請求の要件審査
令和6年9月20日	令和6年度定期監査の結果の協議及び公表
令和6年10月23日	住民監査請求の要件審査 住民監査請求の監査結果の決定 監査専門委員の設置と選任
令和6年11月18日	住民監査請求の要件審査
令和6年11月28日	令和6年度定期監査の結果の協議及び公表 住民監査請求の要件審査
令和6年12月12日	住民監査請求の要件審査 住民監査請求の監査結果の決定
令和7年1月10日	住民監査請求の監査結果の決定
令和7年1月29日	令和7年度包括外部監査契約の締結に関する意見
令和7年2月20日	令和6年度定期監査の結果の協議及び公表
令和7年3月14日	令和6年度包括外部監査結果に関する意見
令和7年3月18日	令和6年度定期監査等の結果の協議及び公表 令和7年度監査計画等 「静岡県監査委員公文書管理規程」の制定

#### イ 全国協議会・研究会等

監査業務の向上のため、全都道府県及びブロックの監査委員並びに事務局職員で組織されている協議会、研究会等に関係者が出席し、監査のあり方、実施方法等について討議、研修を行っている。

令和6年度は、東海北陸七県監査委員事務局職員事務研究会を本県で開催した。

協議会名	実施方法	開催県
第80回東海北陸地区監査委員協議会 及び第79回東海北陸地区監査委員事務局長会議	書面により実施	石川県

第75回全都道府県監査委員協議会連合会講習会	オンデマンド形式	東京都
第52回東海北陸七県監査委員事務局職員事務研究会	対面により実施	静岡県

#### ウ 監査業務の見直し等

監査基準に基づき、内部統制に依拠した効率的な監査や3E監査の充実に取り組んだ。令和7年度に向けては、監査実施計画を見直し、予備監査の実施方法や合规性監査の内容の効率化を更に推進するとともに、重点調査項目の設定や学校等における監査テーマの設定による調査を行うなど3E監査の更なる充実を図ることとした。

### 4 評価、課題及び改善

#### (1) 評価

定期監査（本庁、出先機関）、財政的援助団体等の監査について、いずれも令和6年度は監査計画どおりに実施した。財務事務等が適正かつ効率的に執行されているかなどを監査し、法令違反等に対して指摘等を行うとともに、事務・事業の適正化に資するための意見を述べ、監査対象機関の事務・事業の見直しや改善を促すことができた。

本庁監査では、地域社会のDX及び行政のデジタル化推進等の事業の有効性や総合防災アプリ「静岡県防災」の活用状況等、事業そのものに着目し、業務委託や補助事業が目的にかなったものか、事業の効果を把握できているか、より経済的、効率的、効果的に行う方法がないかといった3Eの視点で監査を実施した。その結果、事業や補助金の効率的、効果的な執行を求めるなど17件の「意見」を出した。

出先機関においては、特定の機関を対象に、不動産鑑定評価に係る契約状況、キャッシュレス決済の導入状況及び施設開放の実施状況について、また所属横断的な監査事項としてICT機器の管理・活用状況、災害用備品の管理状況等について、3Eの視点で監査を実施した。監査結果には至らなかったものの、調査の手法を蓄積することができたほか、把握した課題については、令和7年度の本庁監査において所管課の対応方針を確認していく。

同様の誤りが複数の所属で発生している事案については、執行部に対して情報提供を行い、再発防止の取組を要請した。

随時監査では、実行委員会への負担金交付事務について財務監査を実施し、不適切な事務に対し「注意」及び「意見」を出したほか、抜打ちによる現金等の現物確認や施工途中の工事の進捗確認を行うなど、機動的・弾力的に監査を実施することができた。

監査結果については、法令に基づき速やかに議長・知事等へ報告し、県公報に登載するとともに、報道機関に資料提供して公表した。

決算審査及び財政の健全化判断比率等審査については、財政運営の健全化等に関する意見を付し、9月県議会定例会開催日までに知事へ意見書を提出した。

内部統制評価報告書については、各所属における内部統制の整備・運用状況の確認や内部統制評価部局等に対するヒアリングにより審査を行い、審査意見書を知事へ提出した。

予備監査業務等の委託（アウトソーシング）については、計画通り263か所の監査を委

託し、12件の監査結果等の報告を受けるなど、円滑な予備監査の実施に資することができた。

## (2) 課題

令和2年度の内部統制制度の運用開始以降、経済性、効率性、有効性に着目した3E監査の充実が求められている。3E監査の充実に当たっては、限られた資源を活用して効果的な監査を行う必要がある。このため、内部統制との連携による合规性監査の効率化や、ICTの活用による事務負担軽減など監査事務の一層の効率化・合理化を図る必要がある。

また、毎年複数の所属で同様の誤りが発生していることから、これらについては内部統制の充実を働きかけるなど、再発防止を図っていく必要がある。

## (3) 改善

内部統制に依拠した監査を推進し、令和6年度の監査を踏まえて3E監査の更なる充実を図る。

合规性の観点による財務監査については、内部統制推進部局が行う検査結果等を活用し、検査状況が重複する部分は省略するなど、一層の効率化を図る。

また、内部統制が有効に機能していると判断される機関や財務規模、財産規模が小さい機関に対しては試査項目を絞り、半日程度で実施する簡易な方法による監査を実施するとともに、交通の便が悪く財産規模が小さい所属において、オンラインによる予備監査を実施する。

内部統制機関の検査による指示事項等への対応状況及び再発防止の取組状況を重点調査項目とし、個別の事務処理について、リスクチェックを行いながら、予備監査を通じて、内部統制制度の浸透を図る。

3E監査については、本庁の事務事業監査において、各部局の重要懸案調書等から重点テーマを選定して調査するほか、令和6年度に出先機関で調査した個別テーマの調査結果や課題について所管課の対応方針を確認する。

また、出先機関では、学校における教員の長時間労働の要因とされ地域への移行が検討されている部活動について、外部指導員との連携や効果等の実態調査をするほか、特別支援学校におけるスクールバスの利用実態調査をし、現状に即した検討が行われているか確認するなど、3E監査の一層の充実を図る。

不適切な事務の再発防止については、内部統制推進部局との情報交換を行い、注意喚起やチェックの仕組みの改善など内部統制の充実強化を促進する。

## 指摘等の概要

### [定期監査]

監査結果（指摘3件、注意24件）

監査箇所	区分	概 要	
3月 下田財務事務所	指摘	件名	不適切な事務処理による法人二税の課税漏れ等
		内容	下田財務事務所は、令和3年度から4年度にかけて、法人二税（法人県民税・法人事業税）に係る317件の事務放置等の不適切な事務処理を行った結果、未徴収4件963,800円、過徴収4件113,000円、課税権消滅1件63,400円を発生させた。
9月 中遠農林事務所	指摘	件名	建設工事の不適切な工期設定
		内容	中遠農林事務所は、令和4年度に実施した排水機更新工事において、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結していた。
2月 ふじのくに地球環境史ミュージアム	指摘	件名	会計年度任用職員の労災保険に係る不適切な処理
		内容	ふじのくに地球環境史ミュージアムは、平成27年4月から労災保険適用事務所に該当しているにもかかわらず、令和5年11月に会計年度任用職員の通勤災害が発生するまで労災保険に未加入であることに気付かず、静岡労働基準監督署に労災保険に係る必要な届出を行っていなかった。
9月 経営管理部 資産経営課	注意	件名	庁舎等使用料の調定誤り（同種事案の発生）
		内容	資産経営課は、令和4年度から6年度までの行政財産使用許可に係る使用料の算定を誤り、令和4年度及び5年度に、過徴収8件13,560円を発生させた。 また、令和5年11月に、使用料を訂正し、過徴収分を還付したが、その後も根拠書類の確認を怠り、令和6年度の使用料の調定金額が誤っていた。 同課には、前回の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、これが改善に結びついていなかった。
11月 沼津財務事務所	注意	件名	自動車税環境性能割の課税誤り
		内容	沼津財務事務所は、平成28年4月から自動車税環境性能割の申告書の内容を確認するチェックリストを使用しておらず、申告書の記入誤りにより、2件2,900円の追加徴収、14件196,000円の還付を発生させた。
11月 機関名非公表	注意	件名	軽油引取税の課税誤り
		内容	財務事務所において、令和2年から令和4年までの間、港湾運送事業の軽油引取税の免税適用を誤り、免税要件に該当しない自社業のための荷運送を免税対象とし、軽油151,420リットル、4,860,582円の課税漏れを発生させた。

監査箇所	区分	概 要	
2月 東部健康福祉センター	注意	件名	利用者負担金の誤徴収
		内容	東部健康福祉センターは、平成30年10月から令和6年3月までの間、市町村民税非課税世帯の母子生活支援施設利用者負担金が月額0円であるにもかかわらず、誤って3世帯から月額1,100円計81,400円を徴収していた。
2月 工科短期大学 校	注意	件名	授業料の調定誤り
		内容	工科短期大学校は、令和6年度後期授業料の調定を誤り、金額の誤った納入通知書を58人に配布した結果、3件167,100円の過徴収が発生した。
9月 政策管理局 総務課	注意	件名	技術派遣職員の給与等の市町への請求漏れ
		内容	政策管理局総務課は市町に派遣する技術派遣職員の給与について、県が当該年度中に調定し、市町へ請求すべきところ、派遣団体である県が負担するものと誤認識し、令和2年度から令和4年度までの間、合計21,963,122円の請求をしていなかった。
3月 志太榛原農林 事務所	注意	件名	予算令達前における指名通知
		内容	志太榛原農林事務所は、令和5年度に実施した法面对策工事において、予算令達前に指名競争入札に関する指名通知書を送付していた。
9月 経営管理部 職員厚生課	注意	件名	地方職員共済組合負担金の過払い
		内容	福利厚生課は、地方職員共済組合負担金の支払いに当たり、請求金額の確認が十分でなかったため、平成30年度から令和4年度までの5年間で388件29,623,890円の過払いを発生させた。
9月 都市局 地域交通課	注意	件名	不適切な補助金交付事務
		内容	都市局地域交通課は、令和4年度及び令和5年度に交付した新モビリティサービス推進事業費補助金において、補助金申請書の補助金交付申請額に消費税仕入控除税額等が含まれていることに気付かず補助金交付事務を行い、計909,091円を過大に交付した。
11月 浜松工業高等 学校	注意	件名	業務委託における不適切な契約事務及び検査の未実施
		内容	浜松工業高等学校は、令和5年度に実施した外壁全面打診調査業務委託において、契約書に業務の完了の確認又は検査の時期に関する事項を記載せず、業務の完了を確認するための検査を実施していなかった。
9月 経営管理部 資産経営課	注意	件名	備品の不適切な管理
		内容	資産経営課は、長期間にわたり備品の現物確認を行わなかったことにより、機器収納テーブル6台及び3段ガラス戸付き書類収納庫1台を亡失した。

監査箇所	区分	概 要	
9月 農林技術研究所 森林・林業研究センター	注意	件名	研究用備品の不適切な管理
		内容	森林・林業研究センターは、過去において、物品の現物と台帳との照合を定期的に行わないなど、物品の適正な管理を怠り、計16件の所在不明備品を発生させた。
9月 原子力安全対策課	注意	件名	建設工事の不適切な工事計画
		内容	原子力安全対策課は、令和5年度に実施した東名高速道路浜名湖サービスエリアにおける倉庫設置工事において、令和6年3月22日に倉庫設置を行う予定であったが、道路交通法に基づく道路の使用の許可を受けていないことや、施工重機の運搬方法の見直しが必要であることが判明し、年度内の完了が困難となったため、所期の目的である倉庫設置を取り止めた。 また、倉庫の運搬や重機の特種車両通行許可申請は実施したため、その費用（直接工事費の設計額 285,000 円に経費率と落札率を乗じた金額）は支払った。
11月 浜松土木事務所	注意	件名	建設工事の不適切な工期設定
		内容	浜松土木事務所は、令和5年度に実施した河床掘削工事において、通常必要となる工期を確保せず、施工が極めて困難な期間を工期とする請負契約を締結していた。
3月 志太榛原農林事務所	注意	件名	建設工事の不適切な工期設定
		内容	志太榛原農林事務所は、令和5年度に実施した法面对策工事及び土砂搬出工事において、通常必要となる工期を確保せず、施工が極めて困難な期間を工期とする請負契約を締結していた。
9月 清水港管理局	注意	件名	建設工事の不適切な監督業務
		内容	清水港管理局は、令和5年度に発注した保安設備改修工事において、舗装復旧等の出来形数量が契約内容のとおり施工されていなかった。
9月 清水港管理局	注意	件名	プレジャーボート係留の許可及び調定の遅延
		内容	清水港管理局は、プレジャーボート係留施設利用者3人から提出されていた使用許可申請書を放置し、許可及び調定が最大10か月遅延していた。
9月 知事戦略局 広聴広報課	注意	件名	通勤手当の不正受給
		内容	知事戦略局広聴広報課の会計年度任用職員は、令和2年4月から令和6年4月までの49か月間、通勤届では往路復路ともバスを利用する旨を届け出ながら、自転車で通勤し、通勤手当の差額 273,888 円を不正に受給した。

監査箇所	区分	概 要	
9月 障害者支援局 障害福祉課	注意	件名	障害者手帳等とマイナンバー紐付けの誤り
		内容	<p>障害者支援局障害福祉課は、障害者手帳情報等とマイナンバーの紐付け作業において入力を行ったことにより、一部のマイナポータルから他人の身体障害者手帳の情報等が閲覧できる状態となっていた。</p> <p>情報の紐付け誤り等の件数は、身体障害者手帳 161 件、療育手帳 13 件、精神手帳 9 件及び精神通院医療 15 件であった。</p> <p>なお、総点検を実施するために、令和 5 年 5 月 11 日から 6 年 1 月 14 日までの間、身体障害者手帳とマイナポータルとの情報連携を一時停止することとなった。</p>
9月 健康局 健康政策課	注意	件名	要配慮個人情報を含んだ書類の誤送付
		内容	<p>健康局健康政策課が委託した調査研究事業において、受託者が検査結果を送付する際、誤って 1 人分の MRI 画像（氏名、生年月日、性別、所見の記載あり）を他人の通知に混入させ、個人情報が流出した。</p>
9月 都市局 生活排水課	注意	件名	個人情報を含んだ USB メモリの紛失
		内容	<p>都市局生活排水課は、流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価審査委員 10 人の氏名、住所の個人情報等が保存されている USB メモリを紛失した。</p>
9月 デジタル戦略局 統計調査課	注意	件名	会計年度任用職員の休暇等承認申請（請求）簿の記載誤り
		内容	<p>デジタル戦略局統計調査課は、会計年度任用職員の休暇等承認申請（請求）簿の記載を誤り、本来、年次有給休暇残日数から時間単位年休を減算すべきところを加算していた。この誤りにより、報酬に 2 時間分に相当する 2,278 円の過払いが発生した。</p>
11月 富岳館高等学校	注意	件名	特殊勤務手当等の不正受給
		内容	<p>富岳館高等学校の教諭は、令和 5 年 4 月から令和 6 年 1 月までの間、部活動指導の勤務実績がないにもかかわらず、計 47 日分の週休日等における虚偽の勤務実績及び計 5 日分の過大な活動時間を申請し、特殊勤務手当 138,600 円を不正に受給した。</p> <p>また、当該教諭は、令和 5 年 8 月及び 12 月の計 4 日分について部活動の遠征に行っていないにもかかわらず、旅費 9,200 円を申請し、不正に受給した。</p>
2月 機関名非公表	注意	件名	教員による生徒への不適切な言動の複数回の発生
		内容	<p>県立高等学校の教諭は、令和 5 年 4 月から令和 5 年 9 月にかけて、授業中、居眠りをしている生徒を起こすために、複数回、複数の生徒に対して指で額を弾く、頭頂部を軽く叩く、口にチョークを入れる等の行為を行った。</p> <p>また、同校の別の教諭は、顧問を務める部活動の指導において、体罰事案を起こした。</p>

令和6年度 本庁意見一覧

監査結果（意見 17 件）

監査箇所	区分	概要	
知事直轄組織 デジタル戦略局 デジタル戦略課	意見	件名	地域社会のDX及び行政のデジタル化推進
		内容	<p>県では、令和4年度から「ふじのくにDX推進計画」に基づき、「誰にも優しく、誰もが便利に、安全・安心、そして豊かに」を基本理念として、地域社会のDXや行政のデジタル化等を推進しています。</p> <p>地域社会のDXの推進に関しては、デジタルデバイド対策として、地域の中でスマートフォン等のデジタル機器に不慣れな人の相談役として活躍する「ふじのくにデジタルサポーター」を育成しています。今後も、育成したサポーターが地域で活躍できるよう計画的な育成を進めてください。</p> <p>また、行政のデジタル化の推進に関しては、「行政手続のオンライン化対応済割合」を目標値（2025年度:80%）に設定していますが、2023年度現在、42.3%と進捗が芳しくない状況です。利用者の利便性の向上と業務効率化が進むよう関係所属の支援に取り組んでください。</p> <p>さらに、市町のDXの推進に関しては、国が自治体に令和7年度までに情報システムの標準化・共通化の対応完了を求めており、支援窓口の設置やアドバイザー派遣等による支援を行っています。「情報システムの標準化・共通化が完了した市町数」を目標値（2025年度:35市町）に設定していますが、2023年度現在、標準化・共通化が完了した市町はありません。各市町の課題を収集・分析し情報共有をするなど、広域的な取組を行い、市町がシステム移行に遅れることのないよう、効果的な支援に取り組んでください。</p>
危機管理部 危機情報課	意見	件名	総合防災アプリ「静岡県防災」の活用
		内容	<p>危機管理部では令和元年度に総合防災アプリ「静岡県防災」の運用を開始し、令和6年6月末時点でダウンロード数は29万件を超えています。また、この防災アプリを活用して訓練を実施した自主防災組織の割合を100%とする目標を掲げ、自主防災組織の防災力の向上を図るために、自主防災組織ごとの防災力を可視化できる「地域防災力見える化」機能を防災アプリに搭載して活用を促進しています。</p> <p>市町の取組成果としては、当該機能を利用した自主防災組織が、それぞれの市町にあるかどうかを防災アプリの管理者機能により把握しており、防災アプリを活用して訓練を実施した自主防災組織の割合は、令和4年度に12.3%、令和5年度に31.0%としています。</p> <p>一方で活用の優良事例が把握されておらず、これでは防災アプリが利用されたか否かの確認に留まり、活用状況について確認がされているとは言えません。</p> <p>県としては、防災アプリの活用状況を含む自主防災組織の活動実態を把握し、効果的な防災アプリの活用方法を積極的に提案するなど、地域の防災力の向上が図られるよう取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
経営管理部 総務課 税務課	意見	件名	財務事務所の不祥事案件に対する再発防止策
		内容	<p>下田財務事務所は、令和3年度から「事務放置による個人事業税の課税漏れ」「不動産取得税の課税誤り」「事務放置による法人二税の不適切な事務処理」と3年連続で重大な不祥事が発生し、監査意見も発出しているところです。</p> <p>下田財務事務所として再発防止に取り組んでいますが、事務所規模に比べ扱う税目数が多く、また、若手を中心とする職員構成となっており、下田財務事務所だけでは抜本的な解決が難しいと考えます。</p> <p>財務事務所は県税の課税及び徴収を行う機関であり、県民との信頼関係の維持が特に重要な機関です。</p> <p>下田財務事務所において重大な不祥事が連続発生している原因を、様々な視点から注意深く分析し、組織体制や職員の配置の見直し等を含めた再発防止の取組について検討してください。</p>
経営管理部 行政経営課 人事課 出納局 会計支援課	意見	件名	内部統制制度の充実強化
		内容	<p>地方自治法の改正により内部統制制度が導入されてから4年が経過し、令和6年3月、国において「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の見直しが行われたところですが、本県においても内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制制度の充実強化に取り組んでください。</p> <p>(1) 令和2年度から5年度までの間に、内部統制の対象となる29リスクのうち12リスクについては不備が検出されていないことから、内部統制推進部局は、これらを現行のまま対象リスクとして挙げることの妥当性を検証するとともに、「重大な不備」として検出されたリスクや不備が多く検出されているリスク、定期監査等において監査結果が多数生じている事項等への対応の充実化を図ってください。</p> <p>また、令和5年度歳入歳出決算附属書類において、過去の財産に関する調書について記載漏れがあったことが判明しました。決算書の計数は正確でなければならないことから、当該事項についてもリスクの対象とすることを検討するなど内部統制制度の充実強化により、正確な決算附属書類を含む歳入歳出決算書を作成してください。</p> <p>(2) 内部統制評価部局である行政経営課は、本県における内部統制制度の制度所管課として、制度の全般的な運営や職員への制度周知等の事務を担っています。しかし、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月(令和6年3月改定)総務省)において、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められていることに鑑みて、この体制が妥当であるとは言えません。内部統制制度所管課、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、内部統制推進部局が主体となって内部統制制度全般を所管するなど、本県における内部統制の体制の見直しを検討してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
経営管理部 人事課	意見	件名	職員のコンプライアンス対策
		内容	<p>コンプライアンスの推進については、庁内推進組織である「静岡県コンプライアンス推進本部会議」及び外部有識者で構成する「静岡県コンプライアンス委員会」における意見等も踏まえ、コンプライアンス推進計画に基づき取組が進められています。</p> <p>しかしながら、令和5年度は、逮捕者が3人、懲戒処分が6件発生し、過去5年間で一番多く発生しています。県民の信頼が揺らがないように、職員に対し、服務規律の厳正保持や適正な事務執行等について継続的に注意喚起を行うなど、不祥事案件の根絶に向けて取り組んでください。</p> <p>特に、令和5年度から6年度にかけて実施している全庁特別監察の結果を分析するとともに、そこで得た情報を全庁的に共有し、組織として適切に業務が行われる仕組みを整えてください。</p> <p>また、不正行為通報窓口や各種相談窓口には、不適正な事務処理等の発見に繋がるような情報が寄せられるため、通報内容等をよく吟味し、適切に対処してください。</p>
暮らし・環境部 県民生活局 暮らし交通安全課  教育委員会事務局 健康体育課  警察本部 交通部 交通企画課	意見	件名	自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上
		内容	<p>暮らし・環境部では、平成31年3月に制定した「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者の交通ルールや運転マナーの遵守を不可欠なものとして、その啓発に取り組んできました。</p> <p>また、令和5年4月からは、改正道路交通法に基づき、自転車の乗車時のヘルメット着用が努力義務化され、令和6年5月には、自転車の交通違反者に反則金を納付させる、いわゆる「青切符」による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が、可決・成立し、2年以内に施行されることになりました。</p> <p>そのような中、令和5年の県内の自転車関連交通事故件数は3,043件で、前年と比較して135件増加する状況となっています。また、努力義務化されたヘルメットの着用率も、警察庁が令和5年7月に実施した調査では、静岡県は10.6%と全国平均の13.5%よりも低くなっており、令和6年5月に県内の公立高校を対象に実施した教育委員会の調査では約6.5%と、県全体での着用率よりもさらに低い率に留まっています。</p> <p>これらのことから、自転車の運転マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用に向けた取組は、静岡県全体として早急に考えていかなければならない課題となっています。</p> <p>一方、全国では、公立高校における自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学の許可条件としたり、校則に盛り込むことを県下統一で実施する都県も現れてきています。本県においても、県立沼津工業高校では、令和6年度から全学年で、自転車通学時のヘルメット着用を義務づけているところです。</p> <p>つきましては、前記条例等に基づき、暮らし・環境部、教育委員会、警察本部で協力して、自転車運転マナーの向上や、自転車乗車時のヘルメット着用率が向上するよう効果的で実効性のある取組を推進してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
スポーツ・文化観光部 空港振興局 空港管理課	意見	件名	富士山静岡空港の経営状況の改善
		内容	<p>富士山静岡空港では、平成31年4月1日から、公共施設等運営権制度を活用した運営体制に移行し、運営権者となった富士山静岡空港株式会社が主体的に空港運営を行っています。</p> <p>県は、運営権者に求める要求水準の充足及び運営権者の経営健全性を確認するため、モニタリングを実施しています。</p> <p>令和5年10月に公表されたモニタリングの「経営」の項目では「赤字が継続しているが、借入は行わず、運転資金は確保されており、経営に問題は見られない」と評価がされています。</p> <p>コロナ禍による航空事情の低迷など外的な要因が多いとはいえ、現運営体制に移行した令和元年度から赤字が継続しています。フローとストックは密接に関連しており、過去の利益の蓄積である財産は、一旦取り崩すと収益が出ない限り回復は困難です。借入がないから経営が安定しているとはいえません。</p> <p>評価委員会からも、免税売店売上への依存による経営リスクを避けるため他の収入源の検討をするようにという意見が出されています。</p> <p>県は、運営権者の経営実態がより把握できるよう、中長期的な視点に立ち、さらに踏み込んだモニタリングの実施に努め、経営の安定化を促してください。</p>
健康福祉部 こども未来局 こども家庭課	意見	件名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業における収入未済額の縮減
		内容	<p>本事業における収入未済額は年々増加し、令和5年度末における収入未済額の総額は、令和4年度末と比較して39,711千円増の799,919千円余となりました。未収金対策としては借受人の親と子双方への面接の実施や母子・父子自立支援員等による償還指導が実施されておりますが、収入未済額の減少にはつながっていない状況です。</p> <p>こうした中、債権回収を強化する対策として実施している弁護士法人への債権回収業務委託は比較的高い債権回収率となっており、滞納が長期化している回収困難な債権の回収に一定の効果を挙げています。</p> <p>しかしながら、委託債権額については、令和3年度に53,592千円を新規に追加し、117,866千円を委託してから2年間、新規分の委託を実施していません。</p> <p>増加する未済額縮減のためには、より効果的に実効性のある回収を進める必要があることから、委託する債権を増やすなど効果的に外部委託を活用し、収入未済額より一層の縮減に努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
健康福祉部 健康局 健康政策課 健康増進課	意見	件名	健康寿命延伸に向けた高血圧対策の推進
		内容	<p>健康寿命延伸のための高血圧対策として、野菜マシマシプロジェクト、適塩キッズ育成事業、しずおか健幸惣菜普及による食環境向上事業及び血圧測定習慣化推進事業を展開しています。県民が高血圧を防ぐためにとるべき行動は目新しいものはないため、改めて県民の意識をそこに向けさせるには、関係機関と連携し、ポイントを絞った集中的な施策実施から県民参加による継続的な県民運動のような取組に繋げていくことが必要であると考えます。</p> <p>血圧測定習慣化推進事業において、令和4年度及び5年度の実証実験で得たデータを令和6年度に分析し、働く人の生活改善プログラムの改訂や保健指導用ツールの作成に生かすほか、働く人が家庭での血圧測定を習慣化し、医療機関の受診に対する意識啓発や健康意識の向上等を図るとのことですが、実証実験は2か年で計2,200万円余もの事業費を投じていることから、取得したデータ等を最大限に活用し、実効性のある取組となるよう努めてください。</p>
経済産業部 就業支援局 労働雇用政策課	意見	件名	多様な働き方導入事業の推進
		内容	<p>就業支援局労働雇用政策課は、多様な働き方導入事業の推進として、テレワーク導入促進セミナー事業やテレワーク推進人材養成事業を実施しています。</p> <p>昨年度の監査で、令和5年9月以降に実施するとした令和4年度のテレワーク導入促進セミナー参加者のテレワーク導入状況調査の結果では、「制度を整備しており、必要な人がテレワークをできる」と回答した参加者はセミナー受講後に3人増加するに留まり、「制度は整備していないが、導入を検討中」と回答した人はセミナー受講後に5人減少しています。</p> <p>また、令和5年度に実施したテレワーク推進人材養成事業では、社内のテレワークの導入体制を強化するため、「全体推進担当者」と「機器・ツール支援担当者」を対象としたコースを設定し、導入人材の養成を目的とした講座を3回実施しましたが、各コース定員30人のところ、参加者は最大で14人に留まり、3回目の講座では5ないし6人と減少しています。</p> <p>テレワーク導入促進セミナー参加者への調査結果からテレワークの導入が進んでいるとは言えず、また、テレワーク推進人材養成事業への参加者が少ないという状況からも、事業者がテレワークを導入するための支援としてテレワーク推進人材養成事業を求めているとは言い難い状況です。</p> <p>改正育児・介護休業法では、「事業主は柔軟な働き方を実現するための措置を講ずる」ことが義務づけられ、さらなる多様な働き方の導入が求められていることから、事業者が必要と考える支援を的確に把握するなど、ニーズにあった効果的な支援を行ってください。</p>

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部 道路局 道路企画課 港湾局 港湾企画課	意見	件名	伊豆半島における港湾を活用した海側からの緊急物資輸送の実現
		内容	<p>県では、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」(以下、「広域受援計画」)において、南海トラフ地震の発生後4日目から、広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への物資配送を開始することを目標としています。</p> <p>伊豆半島への緊急物資は、県外から新東名高速道路 長泉沼津ICを經由して沼津市内や下田市内の広域物資輸送拠点に輸送された後、各市町の地域内輸送拠点に配送されることとなります。</p> <p>緊急物資の輸送には、広域受援計画に基づく各拠点への進出ルート確保が前提となりますが、伊豆半島の道路は、山間部を中心に未改良区間や、法面崩壊の危険箇所が多く残っており、南海トラフ地震が発生した際には道路崩落等の被害により、進出ルート確保が困難となる可能性があります。実際に「令和6年能登半島地震」では、幹線道路の寸断により、物資輸送が妨げられました。能登半島と地理的、社会的条件が類似する伊豆半島においても、南海トラフ地震が発生した際には同様の事象が発生するものと考えられます。</p> <p>このような中、伊豆半島では、「静岡県みなと機能継続計画」に基づく防災拠点港湾や防災港湾(以下、「港湾」)の機能を早期に復旧させるための対策や、港湾の活用による「緊急物資海上輸送ネットワークの構築」、「命のみなとネットワーク形成」など、港湾における海側からの緊急物資の受入態勢の整備が進められています。このため、港湾で受け入れた緊急物資の各輸送拠点への輸送は、幹線道路が寸断された際の代替手段として有効と考えられますが、具体的な検討が行われていません。</p> <p>港湾から各輸送拠点への物資輸送に向け、能登半島地震で得た知見も参考にしながら、広域受援計画を所管する危機管理部とも連携して計画策定や訓練等の検討・実施に取り組んでください。</p>
教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名	障害者雇用の推進
		内容	<p>教育委員会では、平成30年度以降、障害者法定雇用率を下回っている状況が続いているため、障害者雇用率達成に向けたロードマップを作成するとともに、事務局事務補助といった新たな職を創出し、教員の多忙化解消とも合わせたスクール・サポート・スタッフの配置を進めるなど、障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>しかしながら、法定雇用率達成という目標に着目すると、令和5年度では、法定雇用率2.50%に対し、実雇用率2.06%、令和6年6月1日現在の速報値では2.32%と、前年度から0.26ポイント改善したものの、令和6年度から2.7%に上げられた法定雇用率を達成するためには、さらなる雇用に向けた努力が必要です。</p> <p>自ら率先して障害者を雇用することは地方公共団体の責務であり、全国的には、令和5年6月時点ですでに31県が法定雇用率を達成しています。また、令和7年度から次期障害者活躍推進計画が始まり、さらなる雇用の推進に取り組む必要があることから、障害者雇用施策を所管する部局と連携して、予算の確保等必要な措置を実施し、早期に法定雇用率を達成するよう努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名	不祥事根絶に向けた取組
		内容	<p>教育委員会では、事案発覚時の初動対応フロー、過去に発生した事例を掲載した研修資料などの整備に加え、コンプライアス通信の発行、児童生徒へのアンケートの実施といった全県での取組のほか、すべての学校で不祥事根絶取組計画が作成され、研修が実施されており、不祥事根絶に向けた取組を推進しています。</p> <p>また、教職員向け、外部・保護者向け、児童生徒向けの3種類の通報窓口を設けており、通報から事案の発覚・処分につながった事例もあります。</p> <p>しかしながら、最重要課題として対策に取り組んでいる児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の令和5年度懲戒処分は、4年度と同件数の4件が発生しています。</p> <p>不祥事を起こした教職員は、禁止されている児童生徒との私的なSNSのやりとりをするなど、当事者意識の低さが考えられます。個人の資質によるところが大きいことから、臨床心理士の面談と原因分析を行った結果を不祥事根絶データベースで共有し、指導に活用していますが、この分析と共有をさらに進めること等で、同様な事件の発生の抑止につなげてください。</p> <p>教育関係者による児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、被害者を深く傷付け、教育全体への不信につながる深刻な問題です。教育委員会一丸となって、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の根絶に向けた取組をさらに推進してください。</p>
警察本部 警務部 監察課	意見	件名	不祥事根絶への取組
		内容	<p>警察本部では、定期監察や随時監察を実施して、業務の改善指導や職員に対する指導教育等に取り組み非違事案・不適正事案の未然防止を図り、県民の信頼確保に努めています。</p> <p>令和5年度に入って複数の逮捕者が出たことから、警察本部の部長が各所属に出向いての規範の講話や、本部長のビデオメッセージによる訓示などの取組を重ねてきました。</p> <p>しかし、年末には、部下を管理監督する立場にある警部がストーカー規制法違反及び脅迫の容疑で逮捕され、令和5年度は、直近10年間で最大となる5人もの逮捕者が出ました。また、令和6年度に入ってから、空き巣容疑で警部補が逮捕されています。</p> <p>これらの不祥事は、県民の警察への信用と信頼を著しく失墜させるものです。</p> <p>警察本部では、これまでも不祥事の根絶に向け取り組んできました。講話や訓示などの取組を進める中で、職員自身が主体的に考える機会を設け、自分自身を見つめ直すなどの取組も行われ始めています。それぞれの所属において、このように、これまでと視点を変えて、不祥事を自分事として意識する取組も重要だと考えます。不祥事の根絶に向けて、警察職員として高い規範意識を持つよう組織を挙げた取組を一層強化し、県民の信頼確保に努めてください。</p>

[随時監査]

監査結果（注意 1 件、意見 2 件）

監査箇所	区分	概要	
3月 文化局 文化政策課	注意	件名	不適切な負担金交付事務
		内容	文化局文化政策課は、東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会に対して令和 4 年度及び令和 5 年度に負担金を交付したが、このうち当該負担金を原資として当該実行委員会が交付した東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム負担金において、会場費 495,000 円の中に負担金の対象外経費が含まれていることに気付かず交付事務を行い、交付額が過大となっていた。
3月 文化局 文化政策課	意見	件名	実行委員会の解散後の手続き
		内容	<p>文化局文化政策課は、東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会会則に基づき、東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会(以下「東アジア実行委員会」という。)において事務局を務めていました。東アジア実行委員会は、東アジア文化都市 2023 静岡県を効果的に推進するという目的が達成されたとして令和 6 年 3 月 31 日に解散し、東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会会則に基づき、残余財産として 40,140,009 円及び物品を静岡県に帰属しました。</p> <p>しかし、東アジア実行委員会が保有する文書については、静岡県に引き継ぐ旨の規定はなく、静岡県に引き継ぐ手続きが取られていませんでした。実態としては、東アジア実行委員会が保有していた文書は事務局を務めていた文化政策課にあり、県の規定に準じて管理をしているとのことですが、明確な根拠に基づき、東アジア実行委員会が保有していた文書を静岡県に引き継ぐことは重要であると考えます。</p> <p>また、東アジア実行委員会が交付した東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム負担金については、東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム(文化団体)実施要項において、支払関係書類は交付先において保存し、東アジア実行委員会から提出を求められた場合は提出すると定められています。しかし、東アジア実行委員会の権利義務を静岡県に引き継ぐ旨の規定はないため、静岡県が交付先に対し支払関係書類の提出を求めることができるか不明確な状態となっています。</p> <p>さらに、東アジア実行委員会の支出等に過払い等があった場合の対応についても、上記と同様に東アジア実行委員会の権利義務を静岡県に引き継ぐ旨の規定はないため、静岡県が交付先に対し返還等を求めることができるか不明確な状態となっています。</p> <p>これらのことから、今後、実行委員会を立ち上げて事業を行う場合には、次のことについて、検討を求めます。</p> <p>ア 実行委員会が保有する文書について、解散後は静岡県等に引き継ぐことを実行委員会の会則に定めるなどして引継ぎ先を明確にし、解散後も引継ぎ先が適切に文書を保管すること</p> <p>イ 実行委員会が保有する権利義務について、解散後は静岡県等に引き継ぐことを実行委員会の会則に定めるなどして引継ぎ先を明確にし、解散後も引継ぎ先が権利の行使及び義務の履行をできるようにすること</p>

<p>3月 文化局 文化政策課</p>	<p>意見 内容</p>	<p>件名 実行委員会が行う負担金の交付等</p> <p>文化局文化政策課は東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会（以下「東アジア実行委員会」という。）に対し、協定に基づき、令和 4 年度及び令和 5 年度に負担金計 339,116,000 円を交付し、文化政策課が事務局を務めていた東アジア実行委員会は、当該負担金を原資として、東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム（文化団体）実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、東アジア実行委員会が定める基本計画に従い、東アジア実行委員会が依頼した各分野の有識者、専門家等が企画・実施する事業に対して負担金を交付していました。本負担金の交付先 1 団体について調査したところ、当該団体から、当該団体の役員兼事務局長が執行役員を務めている株式会社に対し、事業の企画運営業務全般を委託していましたが、東アジア実行委員会は委託していることを把握していませんでした。実施要項において収支報告書等に委託先を記載するよう定めており、当該団体において委託先の記載が漏れていたことが委託していることを把握していなかった原因ではありますが、東アジア実行委員会が実施要項において交付先団体の体制について確認できる書類の提出等を求めておらず、交付先団体の実態が把握できない状態が生じていたことも原因と考えます。本負担金に係る事業について委託することは禁止されていませんが、委託した場合には、事業にかかった経費の透明性が欠けるおそれがあり、経費の内容についてより慎重に確認する必要があります。さらに、交付先団体の役員が所属する他法人に業務を委託する場合等の特定の状況では、事業費の妥当性等が担保されないおそれがあります。</p> <p>また、東アジア実行委員会は、実施要項において支払関係書類の提出を求めておらず、交付先 1 団体において本負担金の対象経費に対象外の費用が含まれていることに気付かずに負担金を過大に交付していました。このため、文化政策課が東アジア実行委員会に対して交付した負担金が過大となっています。なお、文化政策課は協定において東アジア実行委員会に対し実績報告を求めていませんでした。</p> <p>さらに、東アジア実行委員会が上記交付先 1 団体に対し交付した負担金について、本負担金に係る事業を外部へ委託することで対象外の費用を対象経費に含めている可能性がある旨の住民監査請求があった際にも、文化政策課は、当該団体に対し支払関係書類の提出を求める等による実績の確認を行っていませんでした。負担金の交付後も対象経費等に疑義が生じた際には実績を確認する必要があり、東アジア実行委員会の解散後であっても、事務局を務めていた文化政策課は当事者意識を持って対応する必要があると考えます。</p> <p>加えて、東アジア実行委員会の会計書類を確認したところ、本負担金の交付先 1 団体から東アジア実行委員会に提出された協定書締結依頼に添付されている収支予算書では負担金の額が 2,727,000 円と記載されていますが、協定書締結に係る東アジア実行委員会の支出負担行為としては負担金額 2,999,700 円となっており、当該負担金額で協定書が締結されていました。負担金額変更に関する経緯等を確認できる書類は存在せず、負担金額が変更された経緯は不明です。</p> <p>これらのことから、今後、実行委員会方式により実行委員会から負担金等を交付する場合には、次のことについて、検討を求めます。</p> <p>ア 負担金等の交付先団体の体制について確認できる書類の提</p>
		<p>ア 負担金等の交付先団体の体制について確認できる書類の提</p>

			<p>出を求める等により、負担金の交付先団体が負担金に係る事業を実施できる体制か確認をすること</p> <p>イ 負担金等に係る事業を他法人へ委託している場合には、必要に応じて委託に係る事業について支払関係書類の提出を求める等により実績を確認すること</p> <p>ウ 負担金等の交付事務が適切に行われるよう、実行委員会や負担金の交付先団体に対し、県として適切に指導等を行うこと</p> <p>エ 実行委員会の解散後に、交付した負担金等の内容に疑義が生じた際には、県として適切に対応すること</p>
--	--	--	---

### 事業の根拠法令調

種 別	根 拠 法 令
財務監査	地方自治法第199条第1項
行政監査	地方自治法第199条第2項
定期監査	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項
随時監査	地方自治法第199条第1項及び第5項
臨時監査	地方自治法第199条第2項
財政的援助団体監査	地方自治法第199条第7項
監査結果の報告・公表	地方自治法第199条第9項
監査結果の意見提出	地方自治法第199条第10項
決算審査	地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項
健全化判断比率等審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
内部統制評価報告書審査	地方自治法第150条第5項
例月出納検査	地方自治法第235条の2第1項
基金運用状況審査	地方自治法第241条第5項
住民監査請求に基づく監査	地方自治法第242条

監査の実施方法による種類

## 職 員 調

(令和7年4月1日現在)

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
1	事務局長	森岡 克明	局総括		年 月 .	
-	次長兼総務課長(併)	大橋 美香	事務局長補佐 ・課総括		.	人事委員会事務局 併任(先方在勤)
-	総務班長(併)	長谷川 景子	総務班総括		.	人事委員会事務局 併任(先方在勤)
-	主 査(併)	藤井 千里	総務		.	人事委員会事務局 併任(先方在勤)
-	主 任(併)	吉岡 和樹	総務		.	人事委員会事務局 併任(先方在勤)
-	主 事(併)	山本 奈那	総務		.	人事委員会事務局 併任(先方在勤)
2	監査課長	手島 真二	課総括		.	
3	参 事	木野 雅弘	特定事項処理		.	再任用
4	調査官	岩崎 裕一	課総括補佐		.	
5	課長代理兼監査班長	國井 岳	監査班総括		.	
6	課長代理兼工事監査班長	續 一暁	工事監査班総括		.	
7	主幹兼総括主査	中村 有里	監査		.	
8	主 幹	鈴木 一隆	監査		.	
9	主 査	三枝 衣美	監査		.	
10	主 査	白輪 真也	監査		.	
11	主 査	藤原 知子	監査		.	
12	主 査	簾内 麻衣	監査		.	
13	主 任	法月 孝泰	監査		.	再任用
14	主 任	峠坂 吉孝	監査		.	再任用
15	主 任	銀原 雅朗	監査		.	
16	主 任	前川 大	監査		.	
17	主 幹	坪井 宏介	工事監査		.	
18	主 幹	大里 彩子	工事監査		.	
19	主 幹	杉山 恭規	監査		.	
平均年数					1.3年	
-	会計年度任用職員	長倉 友美	事務補助		.	

(注)平均勤務年数は会計年度任用職員、併任職員は除く。

### 職員の年齢調

(令和7年4月1日現在)

年 齢	人 員	摘 要
20歳未満	0 人	
20歳以上30歳未満	0 人	
30歳以上40歳未満	3 人	
40歳以上50歳未満	6 人	
50歳以上56歳未満	3 人	
56歳以上61歳未満	3 人	
61歳以上	3 人	再任用職員3人
計	19 人	平均年齢 50.1歳

(注) 会計年度任用職員、併任職員を除く。

## 健康管理

### 1 前年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 19人 職員数 19人
受 診 率	100.0%
県平均受診率	100.0%

(1) 未受診の理由

該当なし

(注) 会計年度任用職員、併任職員を除く。

### 2 本年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分			人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		1人 (1人)
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療	0人 (0人)
B 2		要経過観察	0人 (0人)
C 1	勤務をほぼ平常に行っておりが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療	2人 (2人)
C 2		要経過観察	0人 (0人)
D 1	平常の勤務でよい。	要治療	7人 (7人)
D 2		要経過観察	3人 (3人)
D 3		医療不要	6人 (6人)
区 分 者 計			19人 (19人)
未区分者数			0人 (0人)
合 計			19人 (19人)

管理区分A～C 2 該当者  
に対する措置状況

( A 1人 )

休養のため必要な期間、  
勤務を休止させ、必要に応じ、  
受診やカウンセリングの  
利用を推奨している。

( C 1 2人 )

症状により時間外や出張  
等勤務に制限を加える。

(注) 会計年度任用職員、併任職員を除く。

本年度の健康管理区分結果が出ていない職員については、前年度の結果を記載し、( )書きで再掲

## 職 員 配 置 調

(令和7年4月1日現在)

区 分		総務課	監査課	計
配 置 職 員	職員(事)	1人 (5人)	12人	13人 (5人)
	職員(技)		3人	3人
	暫定再任用職員(事)		3人	3人
	暫定再任用職員(技)			
	計	1人 (5人)	18人	19人 (5人)
	会計年度任用職員	1人		1人
	臨時的任用職員			
	計	1人		1人
合計		2人 (5人)	18人	20人 (5人)

(注) 事務局長は総務課に含む。併任職員は( )書きで外数

余白

## 令和 6 年度 歳入

(一般会計)

科 目	予 算 現 額				調 定 額 A
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源充当額	計	
款 14 諸 収 入	円 324,000	円 20,000	円 0	円 344,000	円 331,471
項 7 雑 入	324,000	20,000	0	344,000	331,471
目 2 雑 入	324,000	20,000	0	344,000	331,471
節 87 保 険 料 金 負 担 金	324,000	20,000	0	344,000	327,751
節 90 雑 収	0	0	0	0	3,720
計	324,000	20,000	0	344,000	331,471

予 算 執 行 状 況 調

収入済額		不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 E	予算現額 に対する 収入済額 の増減	収入歩合 $\frac{B + C}{A - D}$	納期内 収入率 $\frac{B}{A - D}$	摘 要
納期内 B	納期後 C						
円 331,471	円 0	円 0	円 0	円 12,529	% 100	% 100	
331,471	0	0	0	12,529	100	100	
331,471	0	0	0	12,529	100	100	
327,751	0	0	0	16,249	100	100	
3,720	0	0	0	3,720	100	100	
331,471	0	0	0	12,529	100	100	

## 預 金 調

(令和7年3月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 円	摘 要
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0259524	監査委員事務局 資金前渡者 次長兼総務課長	25,000	交際費等の継続的資金前渡用
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0259580	(自振口)監査委員 事務局資金前渡者 次長兼総務課長	0	社会保険料
残 高 合 計				25,000	

## 郵 券 等 受 払 調

(令和7年3月31日現在)

(単位:枚、円)

区 分	種 類	令和5年度						令和6年度						差引現在高		摘 要	
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出					
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額		
タクシー チケット	静岡市 タクシー 事業協 同組合					0						0					使用
		0		60				0		60			0		0		廃棄
						60						60					用度課 返納

余白

令和6年度歳出予算執行状況調

(一般会計)

科 目	予 算 現 額				計	支出済額
	当初予算額	補正予算額	継続費・ 繰越事業 費繰越額	予備費支出・ 流用増減		
	円	円	円	円	円	円
第4款						
経営管理費	259,428,000	14,218,000	0	0	273,646,000	269,705,367
第7項						
監査委員費	259,428,000	14,218,000	0	0	273,646,000	269,705,367
第1目						
委員費	34,542,000	4,103,000	0	0	30,439,000	29,878,365
						(29,432,662)
委員給与費	33,945,000	4,036,000	0	0	29,909,000	29,432,662
						(445,703)
委員活動費	597,000	67,000	0	0	530,000	445,703
第2目						
事務局費	224,886,000	18,321,000	0	0	243,207,000	239,827,002
						(175,548,784)
職員給与費	159,067,000	18,695,000	0	0	177,762,000	175,548,784
						(8,441,218)
事務局 運営活動費	9,619,000	11,000	0	0	9,608,000	8,441,218
						(55,837,000)
監査業務の アウトソーシング 推進費	56,200,000	363,000	0	0	55,837,000	55,837,000
合 計	259,428,000	14,218,000	0	0	273,646,000	269,705,367

翌年度 繰越額	不 用 額	特定財源額 (決算額)	摘 要
円 0	円 3,940,633	円 0	
0	3,940,633	0	
0	560,635	0	
(0)	(476,338)		監査委員の給与費である。 不用額は人件費の確定によるものである。
0	476,338	0	
(0)	(84,297)		監査委員の出張旅費である。 不用額は旅費の確定によるものである。
0	84,297	0	
0	3,379,998	0	
(0)	(2,213,216)		事務局職員の給与費である。 不用額は人件費の確定によるものである。
0	2,213,216	0	
(0)	(1,166,782)		定期監査等に要した経費である。 不用額は事務費の節約等によるものである。
0	1,166,782	0	
(0)	()		
0	0	0	
0	3,940,633	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					令和5年度	令和6年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	経営管理費	監査委員費	事務局費		55,837,000	
計					53,727,600	55,837,000	0
(14) 工事費						0	
計					0	0	0
(16) 公有財産購入費						0	
計					0	0	0
(17) 備品購入費						0	
計					0	0	0
(18) 負担金、補助金及び交付金	一般会計	経営管理費	監査委員費	事務局費		67,100	
計					305,800	67,100	0
(21) 補償、補填及び賠償金						0	
計					0	0	0

余白

委 託 料 に

整理 番号	委託業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額		
				当初額	変更増減額	計
			円	円	円	円
1	静岡県監査委員の行う監査に係る 予備監査業務等委託（A）	公認会計士 公会計監査 団静岡 代表理事 和泉清明	36,378,000	36,378,000	0	36,378,000
2	静岡県監査委員の行う監査に係る 予備監査業務等委託（B）	芙蓉監査法人	14,546,400	14,546,400	0	14,546,400
2	静岡県監査委員の行う監査に係る 予備監査業務等委託（C）	芙蓉監査法人	5,104,000	4,912,600	0	4,912,600
	事務関係計	3 件	56,028,400	55,837,000	0	55,837,000
	合計	3 件	56,028,400	55,837,000	0	55,837,000

関 する 調

(令和6年度)

契約締結方法	契約期間	支 出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
随契	R6. 4.25 ~ R7. 3.31		円	財務事務に係る 予備監査業務	随契 2号 (不適)
		R6.6.14	282,000		
		R6.7.12	2,256,000		
		R6.8.13	6,016,000		
		R6.9.11	1,504,000		
		R6.10.4	1,880,000		
		R6.11.11	5,452,000		
		R6.12.18	8,272,000		
		R7.1.14	5,546,000		
		R7.2.14	4,136,000		
R7.3.7	1,034,000				
小計	36,378,000				
随契	R6. 4.25 ~ R7. 3.31	R6.6.14	191,400	財務事務に係る 予備監査業務	随契 2号 (不適)
		R6.7.12	2,041,600		
		R6.8.13	3,700,400		
		R6.10.11	1,339,800		
		R6.10.31	2,360,600		
		R6.12.18	1,658,800		
		R7.12.25	1,531,200		
		R7.1.20	1,276,000		
		R7.2.21	446,600		
		小計	14,546,400		
随契	R6. 4.25 ~ R7. 3.31	R6.7.12	446,600	財務事務に係る 例月出納予備検査業務	随契 2号 (不適)
		R6.8.13	446,600		
		R6.8.23	446,600		
		R6.10.11	446,600		
		R6.10.31	446,600		
		R6.12.18	446,600		
		R7.12.25	446,600		
		R7.1.20	446,600		
		R7.2.21	446,600		
		R7.3.21	446,600		
R7.4.21	446,600				
小計	4,912,600				
			55,837,000		
			55,837,000		

## 負担金支出調

(令和6年度)  
(令和7年3月31日現在)

整理 番号	負担金名	交付先	負担 根拠	事業内容	負担金額	支出 年月日
1	講習会等 参加費	(一社)日本経営協会 関西本部	開催 通知	【オンライン専用】住民監査請求 制度をめぐる運用実務	円 34,100	R7.3.26
2	"	(一社)日本経営協会 中部本部	"	【オンラインセミナー】情報セキュ リティ 監査の実践	33,000	R7.3.26
3						
4						
5						
6						
7						
8						
	計	2件	/	/	67,100	/

## 備品・図書調

(令和6年度)

(令和7年3月31日現在)

区 分	令和6年 3月31日 現 在	増		減		令和7年 3月31日 現 在
	数 量	数 量	購入価格	数 量	売却価格	数 量
01 01 机類	1	( 0 ) 0	円 0	( 0 ) 0	円 0	1
01 03 いす類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
01 - 04 収納保管庫類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	2
01 - 07 書類整理器具類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
01 - 10 印判類	7	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	7
02 - 01 情報処理機器類	5	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	5
02 - 02 情報伝達機器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
50 - 01 図書	14	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	14
計	32	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	32

## 主 要 備 品 調

(令和7年3月31日現在)

整理 番号	区分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額
	大・中	小				
1	1 - 04	その他の収納 保管庫	横スライド書庫	常時使用(年間365日) 書類収納用	平成11年5月	円 1,047,900